

全国聴覚・ろう重複児施設協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、全国聴覚・ろう重複児施設協議会（略称：全ろう児協）と称する。

第2条 本会の事務局は、聴覚・ろう重複センターつくしっこに置く。

〒464-0851 愛知県名古屋市千種区今池南 30 番の 2 号

川島第三ビル 1-A

(目的)

第3条 本会は、聴覚障害児及びろう重複障害児（以下、聴覚・ろう重複児）が利用するデイサービス等の施設が相互に連携と親睦をはかり、聴覚・ろう重複児福祉の向上に寄与することを目的とする。

(会 員)

第4条 本会は、聴覚・ろう重複児が利用するデイサービス等の福祉施設で、本会の趣旨に賛同する施設をもって組織する。

第5条 前条の組織団体は、役員会の議決を経て加盟及び脱退する。

(事 業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 聴覚・ろう重複児の福祉等に関する施策の調査研究
- (2) 会議・研修会等の開催及び後援
- (3) 聴覚・ろう重複児に関する諸施策に対する協力
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

監 事 1名

2 委員の任期は2年間とする。ただし、留任は妨げない。

(顧 問)

第8条 顧問は、総会の承認を経て、会長がこれを委嘱することができる。

(総 会)

第9条 総会は年1回総会を開催する。ただし、この限りではない。

(会 費)

第10条 本会の会費は、年額 5000 円とする。

(会 計)

第11条 本会の会計は、事務局が管理する。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(専 決)

第13条 緊急を要する場合及び会則に定めない事項については、会長の専決とし、事後すみやかに会員に報告するものとする。

(雑 則)

第14条

- 1 この会則の改廃は、協議会の会員の過半数により行なう。
- 2 この会則は、2015年3月15日から施行する。